

資源循環型社会の 現状と今後

■ はじめに

世界中に広がる環境の悪化、資源・エネルギーの枯渇は決して楽観を許さない状況であり、将来の世代に環境面で大きなツケを残す可能性が指摘されています。このため環境行政の流れは 21 世紀を「環境の世紀」と位置づけ、持続可能な社会を形成する方向、そして関係者(行政、企業、市民)がその努力を継続しようとする方向に転換しつつあります。

■ 現状、そして課題

持続可能な社会形成の具体化の一つとして、資源や製品に着目した循環型社会構築の動きがあります。近年、各種の法制度も整備されてきました。これまでの、大量生産・大量廃棄というワンウェイ社会から、資源を効率よく使い、資源として循環させる社会への転換を目標としています。

先進諸国では、廃棄物問題解決の困難さからも、循環型社会の必要性が認識されています。我が国でも、

- ① 廃棄物発生量の高水準・横這い傾向(一般廃棄物 5 千万トン、産業廃棄物 4 億トン)
- ② リサイクル推進の要請(平成 8 年度のリサイクル率;一般 廃棄物 10%、産業廃棄物 42%)
- ③ 廃棄物処理施設の立地の困難性
- ④ 不法投棄の増大(平成 10 年 1273 件、平成 5 年度の 4.6 倍)

等の問題があります。



■ 基本法成立

平成12年6月、資源や製品の生産・消費・廃棄に着目した「循環型社会形成推進基本法」が公布されました。基本法としての施策の枠組で特徴的な事は次のとおりです。

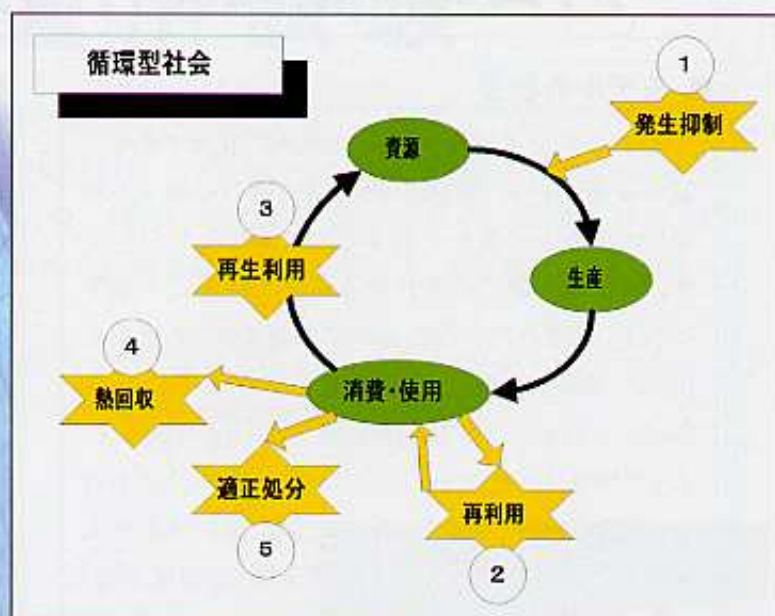
① 処理の優先順位を具体的に規程

- [1] 発生抑制 → [2] 再使用 →
[3] 再生利用 → [4] 熱回収 →
[5] 適正処分

とし、資源の循環の輪を極力太いものとする。

② 生産者に製品が廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

③ 政府の上位計画となる「推進基本計画」を策定（平成15年までに）



■ リサイクル等の法制度の整備

また、基本法の制定に相前後して廃棄物・リサイクル、物品調達関係の法制度が整備されました。家電リサイクル法等既存の法体系と併せて整理すると、図のようになります。

① 廃棄物処理法(改正、平成12年6月公布)……廃棄物の発生抑制・適正処理とリサイクルを推進する基本的な制度。今回の改正産業廃棄物(処理責任は排出者)について、自治体等公共の関与がより強化されました。

② 資源有効利用促進法(再生資源利用促進法を改正、平成12年6月公布)……これまでのリサイクル(Recycle)中心の取り組みに発生抑制(Reduce)と再使用(Reuse)を加えて総合化(1Rから3Rへの転換)。

③ 建設資材リサイクル法(新法、平成12年5月公布)……工事の受注者が建築物の分別解体、建設資材等の再資源化。

④ 食品リサイクル法……食品の製造・加工・販売業者食品廃棄物の飼料・肥料への再資源化。

⑤ グリーン購入法(新法、平成12年5月公布)……国などが、率先して再生品等物品を購入。

■ まとめ

循環型社会を形成するためには、企業・行政はもとより、国民一人一人の努力と協力が求められています。21世紀に「環境を味方」にする方法が見出されるよう、環境の総合コンサルタントとして、当社としても努力を継続してまいります。